

SEIWA SAFETY PLANのご案内

『MSLP (Mitui Sumitomo Liability Policy) のご案内』

■この保険のあらまし■

1. **生和コーポレーション(株)安全衛生協力会会員様のみ加入できます！**
この保険は**生和コーポレーション(株)安全衛生協力会が契約者**となる団体契約です。
加入申込人は、**会員企業である事業者様**しか加入することができません。
2. **工事に関する賠償事故にお備えいただけます！**
加入者の行う工事が原因で、工事中、または工事完成引渡後、顧客や第三者に損害を与え、**法律上の賠償責任を負った場合**に、損害賠償額および訴訟費用等をお支払いいたします。
3. **スケールメリットによる割引を実現いたしました！**
生和コーポレーション(株)安全衛生協力会のスケールメリットを生かした**団体割引**を実現いたしました。個別契約される場合よりも**保険料が割安**です

●添付の「申告書」に必要事項をご記入ください。
本パンフレット添付の「申告書」へ必要事項をご記入の上、
生和コーポレーション(株)保険事業室までご提出ください。

●保険料の払込方法は、
年間保険料の一括払（組合口座へのお振り込み）となります。

●詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<input type="checkbox"/> 保険期間	平成23年 3月31日午後4時から 平成24年 3月31日午後4時まで1年間
<input type="checkbox"/> 申込締切日	平成23年3月25日(金)
<input type="checkbox"/> 申告書・申込書提出先	生和コーポレーション 保険事業室
<input type="checkbox"/> 保険料振込先	生和コーポレーション 安全衛生協力会 指定口座振込にて受付
<input type="checkbox"/> 問い合わせ	<取扱代理店> 生和コーポレーション株式会社 所在地: 大阪市福島区福島5丁目8番1号 TEL: 06-6345-7338 <取扱代理店> 株式会社 千國 所在地: 大阪府大東市御供田4-4-11 TEL: 072-872-7258
<input type="checkbox"/> 引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 大阪南支店 東大阪支社 TEL: 06-6728-5596

●会員様向けに幅広い補償をご用意いたしました！

貴社の工事中および完成引渡し後の賠償リスク(請負賠償補償、生産物賠償補償)を包括的に補償します。さらに人格権侵害や生産物自体の損害、使用不能損害も拡張補償として補償されます。保険期間内(1年間)に行う保険の対象となるすべての工事が自動的に補償される契約方式ですので、対象工事ごとにお申し込みいただく必要がなく、保険の手配を忘れる心配がありませんので、安心して工事に専念できます。

【請負賠償責任補償】貴社が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故または貴社が請負作業遂行のために作業現場以外で所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故について、貴社が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。さらに、請負工事(業務)の現場において被保険者相互間の賠償責任補償や、現実管理下にある財物、仕事を遂行するために借用する財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても補償いたします。(借用する財物については、紛失、盗取は補償対象となりません。)



ビル外装の塗装中にペンキ缶を落とし、
て通行人の衣服を汚した。



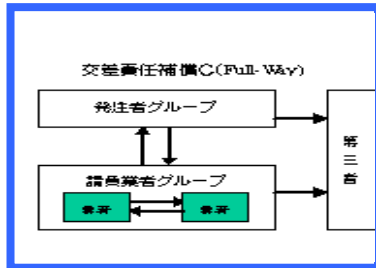
ビル改装工事中に高層の作業現場から
電気ドリルを落して落とし、通行人がケ
ガをした。



ビル新築工事中にクレーンが横転し、
道路走行中の自動車を損壊した。



資材置場に積んであった材木が崩れ、
遊んでいた子供がケガをした。




○空調のメンテナンス
工事を行っているど
きに、空調自体を壊
した。




○内装工事をしてい
るときに、誤って付近
にあった配線を切断
してしまっ

【生産物賠償責任補償】貴社が行った仕事が終わった後、その仕事の結果の欠陥により発生した偶然な事故に起因して貴社が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。



取り付けた看板がはずれ、通
行人に当たりケガをさせてし
まった。



スプリンクラー設置の欠陥
により漏水が発生し、じゅう
たんが水ぬれ



電気工事の配線ミスにより
漏電し、火災が発生

【拡張賠償補償】 人格権侵害、使用不能損害、広告宣伝活動による権利侵害、生産物自体の損害の4つの拡張賠償補償を補償しています。これらにより貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても補償します。

拡張賠償補償

次の対象事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例	補償内容
人格権侵害	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (b) 口説、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害	エレベーターの管理ミスにより、閉じ込められたお客さまの精神的ショックの補償を求められた。	使用不能補償
広告宣伝活動による権利侵害	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害 ※広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報提供を行うことに加害する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 (a) 名誉き損またはプライバシーの侵害 (b) 著作権、表題または標語の侵害	広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。	生産物自体の損害
			選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者が他人の財物(有体物をいい、被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたこと
			貴社が行う建設工事においてクレーンが倒壊し、隣接店舗の入り口をふさいだため、休業を余儀なくされた店舗の収入が減少し、損害賠償請求を受けた。
			販売したテレビから出火して家財や住宅に被害が出たときのテレビ自体の損害

●保険の対象となる工事は・・・

ご加入いただいた組合員が行うすべての下記の工事が対象となります。

A. 建物建設・設備工事

ビル・建物(木造他の家屋等含)の建設工事、建築物建設工事、大工事、建築物付属鉄骨物工事、建築物増改築工事、建築物外装工事、建築物内装工事、鉄塔工事、煙突工事、やぐら工事、広告塔工事、炉工事、看板工事、建築一式工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事 など

B. 土地造成・土木工事

土地造成・しゅんせつ・干拓・開墾・整地工事、滑走路・えん堤・運河・水路・貯水池・沈殿池・プール工事、造園工事、河川(治水)・護岸・水門・砂防・防波堤・さん橋工事、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事 など

●支払限度額 (1会員ごとに適用いたします)

必要補償額に応じて2つのプランからお選びいただけます。

担 保 区 分	身体障害賠償	財物損壊賠償	免責金額
	1事故・保険期間中につき(共通)		
工事中・工事完了後	① 3億円		0円
	② 1億円		

○支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

●保険料・プラン設計例 (1会員あたり)

団体契約におけるスケールメリットをいかした設計となっております。

- 本保険の保険料は、「**貴社の直近会計年度の完成工事高**」と「**貴社の対象工事区分(建物建築・設備工事もしくは土地造成・土木工事)**」の2つをご申告いただくことで算出いたします。
該当する対象工事区分がない場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- 「生和コーポレーション(株)安全衛生協力会」のための**専門商品設計による割安な保険料**を実現いたしました。

○複数の対象工事区分に該当する場合は、それぞれの完成工事高に対する割合により保険料を算出いたします。
○保険料は、完成工事高の実績数値に対する割合によって定められています。ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

《プラン設計例①》(前提条件)

- 直近会計年度(1年間)の完成工事高:5億円
- 対象工事区分:①建物建築・設備工事
- ご加入プラン:①3億円

年間保険料 603,690 円

《プラン設計例②》(前提条件)

- 直近会計年度(1年間)の完成工事高:10億円
- 対象工事区分:①建物建築・設備工事 5億 ②土地造成・土木工事 5億
- ご加入プラン:②1億円

年間保険料 1,326,700 円

●ご加入方法について

平成23年3月31日を保険始期としたお申込みの場合です。

1. 添付の「申告書」(保険料見積書作成用)をお送りください。

①完成工事高 ②対象工事区分 をご記入の上、生和コーポレーション(株) 保険事業室 まで、お送りください。

FAX 06-6345-7339

2. 保険料試算結果を、千國代理店よりご案内いたします。

補償内容やご不明な点についても、ご説明させていただきますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

FAX 072-870-2407

SEIWA SAFETY PLAN

専用名刺

専用名刺を持った担当者がお伺いいたします。

3. 申込希望の方につきまして、加入手続きをご案内いたします。

必要書類 A. 保険申込書 B. 告知書 C. 完成工事高確認資料「決算書等」

あわせて、ご案内の保険料について、安全協力会指定口座まで、お振込みください。

申込締切日 平成23年3月25日(金)

●中途加入について

平成23年3月31日以降は、毎月1日付でのご加入となります。

保険期間中の中途加入も可能な制度といたしました。

締切期日後のお申込みの場合は、以下の手順にて、お申込みください。

- ① 毎月15日までに、添付の「申告書」(保険見積書作成用)をご送付ください。
- ② 中途加入における保険料を取扱代理店より、ご案内いたします
- ③ 毎月20日までに、必要書類(A. 保険申込書 B. 告知書 C. 完成工事高確認資料「決算書等」)をご提出の上、組合口座へ、保険料振込をお願いいたします。
- ④ 翌月1日付けにて、中途加入完了。

(例)平成23年4月15日までに
「申告書」のご提出をいただいた場合

- ①「申告書」到着日より、2~3日で、中途加入に必要な保険料の見積書と必要書類一式をお送りいたします。
- ②保険料振込を4月20日までに着金するよう、お振り込みいただきます。
- ③必要書類を4月20日までにご提出いただきます。
- ④翌月5月1日から中途加入が完了いたします。

(この場合、保険期間は、平成23年5月1日~平成24年3月31日までのご契約となります)

～保険金をお支払いする主な場合～

この保険は保険期間中に発生した事故に対して保険金をお支払いいたします。

請負業者特別約款

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または被保険者が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

管理財物損壊補償特約

<補償の内容>

被保険者の管理下にある財物(仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。以下同様です。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<支払限度額> 財物損壊の1事故あたりの支払限度額 **<免責金額>** 財物損壊の1事故あたりの免責金額

借用財物損壊補償特約

<補償の内容>

加入者証記載の仕事の遂行のために作業場内において使用または管理する借用財物(リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物を含みます。以下同様です。)を滅失、破損または汚損したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、紛失または盗取に起因する損害は補償対象外となります。

<支払限度額> 1事故につき「500万」、または「財物損壊の1事故あたりの支払限度額」のいずれか低い金額 **<免責金額>** 1事故につき5万円

生産物特別約款

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が、製造がもしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

拡張賠償補償

次の対象事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故
人格権侵害	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為 (a) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
広告宣伝活動による権利侵害	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害 ※広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 (a) 名誉毀損またはプライバシーの侵害 (b) 著作権、表題または標語の侵害
使用不能損害	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者が他人の財物(有体物をいい、被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたこと
生産物自体の損害	選択商品に生産物賠償責任保険が含まれている場合で、生産物賠償責任保険に規定する損害が発生した場合に、他人の身体の障害または事故の原因となった生産物(以下「事故原因生産物」といいます。)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故原因生産物自体の滅失、破損または汚損

拡張費用補償

被保険者が引受保険会社の同意・承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故
被害者治療費等	選択商品において損害の原因と規定されている事由に起因して、他人に身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)を与え、被害者がその身体障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。 (a) 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用 (社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。) 法律上の損害賠償責任を負担するかどうかを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限りです。
初期対応費用	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者が緊急的な対応のために要した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用。ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りです。 (a) 事故現場の保存に要する費用 (b) 事故現場の取片付けに要する費用 (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用 (d) 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 (e) 生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用(選択商品に生産物賠償責任保険が含まれる場合)
訴訟対応費用	選択商品で争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次の費用 (a) 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 (b) 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (c) 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等を含みません。 ただし、被保険者が現実に支出した通常要する費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りです。

～お支払いする保険金～

＜普通保険約款およびMSLP特約でお支払いする保険金＞

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等	「保険金をお支払いする場合 <拡張費用補償>」の「被害者治療費等」に記載のとおりです。
⑧初期対応費用	「保険金をお支払いする場合 <拡張費用補償>」の「初期対応費用」に記載のとおりです。
⑨訴訟対応費用	「保険金をお支払いする場合 <拡張費用補償>」の「訴訟対応費用」に記載のとおりです。

上記①から④の保険金について、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、上記①から⑨までの保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額(総支払限度額)を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認を要しますで、必ず引受保険会社までお問い合わせください。あわせて、<拡張賠償補償>および<拡張費用補償>については、下記の支払限度額・免責金額が適用となりますのでご注意ください。

補償種類	支払限度額(総支払限度額の内枠)			免責金額		
	1名につき	1事故につき	保険期間中			
拡張賠償補償	人格権侵害	100万円	1,000万円	1,000万円	対象となる特別約款の免責金額	
	広告宣伝活動による権利侵害	100万円	1,000万円	1,000万円		
	使用不能損害	—	100万円	1,000万円		
	生産物自体の損害	—	100万円	1,000万円	生産物特別約款の免責金額	
拡張費用補償	被害者治療費等	死亡・ 重度後遺障害	50万円	1,000万円	1,000万円	なし
		入院	10万円			
	初期対応費用	—	100万円	1,000万円		
	訴訟対応費用	—	100万円	1,000万円		

適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、<拡張費用補償>の「被害者治療費等」の保険金として対象となる場合を除き、保険金のお支払対象とはなりません。

～保険金をお支払いしない主な場合～

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プロトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

＜賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合＞

- 直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇ 石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵)の人体への摂取もしくは吸引
 - ◇ 石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - ◇ 石綿等の飛散または拡散

＜請負業者特別約款でお支払いしない主な場合＞

- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(※)
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)*その収容物もしくは土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(※)
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(※)
 - (※)「地盤崩壊危険補償特約」をセットすることで補償が可能です。
- 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務(下請業務を含みます。)*に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(次ページに続く)

- 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。
 - 工作車(ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。)に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害額がその自動車に締結されている(締結すべき)自賠責保険(責任共済を含みます。)および自動車保険(自動車共済を含みます。)により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任
- 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害

等

<管理財物損壊リスクの取扱い>

上記「普通保険約款でお支払いしない主な場合」の「被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任」の「管理する財物」は下表のとおり分類されます。

一部のリスクについては特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。特約の詳細は各特約の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

「管理する財物」の分類		補償対象とする特約
A	被保険者が第三者から借用中の財物	借用財物損壊補償特約
B	被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)	支給財物損壊補償特約
C	上記A、Bを除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物	なし
D	上記A～Cを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	なし
E	上記A～Dを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)	管理財物損壊補償特約

<管理財物損壊補償特約でお支払いしない主な場合>

- 被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害
- 被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)に対する損害
- 被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害
- 被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害
- 補償管理財物(管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。)の使用不能に起因する損害
- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害
- 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊に起因する損害
- 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害

等

<借用財物損壊補償特約でお支払いしない主な場合>

- 借用財物の紛失または盗取に起因する損害
- 借用財物の使用不能に起因する損害
- 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊に起因する損害
- 借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する損害
- 電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する損害
- 傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害
- 借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊に起因する損害
- 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する借用財物の損壊に起因する損害
- 借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害

等

<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡しした生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一原因に基づく損害
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)に要する費用(被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたらと否を問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。)財物(完成品。以下同様です。)が、滅失、破損または汚損したことにより生じた損害。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(製造品・加工品。以下同様です。)が損壊したことにより生じた損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。

(次ページに続く)

- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（製造品・加工品。以下同様です。）が損壊したことに起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPGガス販売業務の結果に起因する損害

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－人格権侵害>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－広告・宣伝活動による権利侵害>

- 事実と異なることを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- 商標、商号、営業上の表示等の侵害によって生じた賠償責任。ただし、表題または標語の侵害を除きます。
- 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任
- 被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－使用不能損害>

- 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害
- 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物（以下「生産物」）または仕事（以下「仕事」）の目的物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害
- 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任
- 生産物が工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等（財物を製造する装置。以下「製造機械等」）または製造機械等の部品である場合、または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－生産物自体の損害>

- 生産物が成分、原材料または部品等として使用されている財物を滅失、破損もしくは汚損した場合
- 生産物（生産物が部品など他の財物の一部を構成している場合にはその財物全体を含みます。）を用いて製造、生産または加工される財物を滅失、破損もしくは汚損した場合
- 仕事の目的物が財物を製造、生産または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物を滅失、破損もしくは汚損した場合

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－被害者治療費>

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等
- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

<保険会社破綻時等の取扱い>（平成23年2月現在）

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください>

- この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2010年4月1日以降始期契約用

総合賠償責任保険 をご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面では総合賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款および特約(特別約款を含みます。)によって定まります。普通保険約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
※保険申込書への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
MSLP	賠償責任保険普通保険約款
	+ 賠償責任保険追加特約(自動セット)
	+ 保険法の適用に関する特約(自動セット)
	+ MSLP特約
	請負業者特別約款
	生産物特別約款
+ 各種特約(任意セット)	

任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
MSLP	加入申込書の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。

■お支払いする保険金

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。パンフレット本文(「MSLPのご案内」)記載の免責事由以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険料締結時において把握可能な最近の会計年度(1年度)における保険算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を「満期日より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の月末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績」とする特約です。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「MSLPのご案内」)または加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件(支払限度額、免責金額)

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。

2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本文(「MSLPのご案内」)または保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、生和コーポレーション 安全衛生協力が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

～ご契約締結時の注意事項、ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務)～

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社にご告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。パンフレット本文(「MSLPのご案内」)記載の免責事由以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないこと

があります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

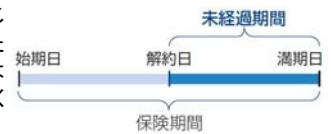
特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「MSLPのご案内」)記載の方法により払込みください。パンフレット本文(「MSLPのご案内」)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

■保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料(加入者証に記載がない場合は5,000円)未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「MSLPのご案内」)をご参照ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】平日 9:00～20:00

土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日9:15～17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■この保険は生和コーポレーション安全衛生協力が保険契約者となる団体契約です。

■ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

お申込人	生和コーポレーション安全衛生協力の会員に 限ります。
記名被保険者 (補償の対象者)	生和コーポレーション安全衛生協力の会員に 限ります。

に
限ります。

■この保険契約は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値に基づき、あらかじめ確定した保険料により契約を締結するものです。

ただし、新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時に保険期間中における見込み数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただきます。

■ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

■保険料が売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料（実績数値の記載がある申込人（または被保険者）作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」）を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■保険料の払込方法は、その全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍簿

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書
①保険金請求権者を確認する書類	
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

SEIWA SEIWA SAFETY PLAN 申告書

(保険料見積作成用)

生和コーポレーション(株) 保険事業室 行

FAX 06-6345-7339

ご希望プラン (○印をお願いいたします)	プラン① 3億円	プラン② 1億円
-------------------------	-------------	-------------

対象工事区分	①建物建築・設備工事	②土地造成・土木工事	③合計
完成工事高	千円	千円	千円

決算期間	平成 年 月 日 から
※直近の会計年度(1年間)での 保険料算出となります。	平成 年 月 日 まで

保険料算出の基礎数値は別添のとおり

- ① 決算書 (損益計算書の「完成工事高」部分を添付ください)
- ② その他 ()

貴社名			
ご住所	〒 -		
TEL	- -	FAX	- -
ご担当者様			
備考・通信欄			

● 保険料見積、その他ご不明・ご希望の点等ございましたら、下記までお問合せください。

■引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
大阪南支店 東大阪支社

TEL 06-6728-5596

■取扱代理店 生和コーポレーション株式会社
〒553-0003 大阪市福島区福島5丁目8番1号
TEL : 06-6345-7338

■取扱代理店 株式会社 千國
〒574-0025 大阪府大東市御供田4-4-11
TEL : 072-872-7258